

宗像市地域公共交通運転士確保事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域公共交通の運行を担う運転士を安定的に確保し、もって市内の地域公共交通網の確保維持に資するとともに、市民の雇用を促進するため、市関係交通事業者が新たに運転士を雇用した場合において、予算の範囲内で補助する宗像市地域公共交通運転士確保事業補助金（以下「補助金」という。）について、宗像市補助金等交付規則（平成15年宗像市規則第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）において使用する用語の例による。

2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市関係交通事業者 市からの委託を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を実施する者又は市内に事業所がある事業者であって一般乗用旅客自動車運送事業を実施するものをいう。

(2) 市民 雇用された日において本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者は、市税に滞納がない市関係交通事業者であつて、令和8年1月1日以降に新たに市民を運転士として雇用したものであるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定める雇用の区分等に応じ、同表に定める額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書兼実績報告書に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業所に係る市税に滞納がないことを証する書類

(2) 雇用した者の保有する運転免許証の写し

(3) 労働条件通知書その他雇用条件等の確認できる書類の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請書兼実績報告書の提出があつたときは、提出された書類の内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その旨を通知するとともに、補助金の交付を決定した者にあつては、速やかに補助金の額を確定するものとする。

(補助金の請求)

第7条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたと認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までにこの告示に基づき交付を決定された補助金については、この告示の失効後も、なお効力を有する。

別表（第4条関係）

雇用区分	保有する運転免許の種類	補助金の額
期間の定めのない雇用	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許	1人当たり10万円
	大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許	1人当たり5万円
上記以外の雇用	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許	1人当たり5万円
	大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許	1人当たり2万5千円